

(P3の続き)

ますが、指定に向けた準備・検証を進めながら、関係書類をとりまとめ、本年（2024 年）6 月に厚生労働省へ提出しました。現在、厚生労働省・警察庁により施設基準や訓練の実施状況、運用規則などの書類審査と現地確認が進められているところです。書類審査と現地確認の結果、厚生労働大臣が指定の基準を満たしていると判断した場合、現在の感染症法の政令では、長崎大学が指定の対象と規定されていないことから、まずは本学が指定の対象となるよう政令が改正される必要があります。

政令の改正が行われ、厚生労働大臣の判断に基づき、特定一種病原体等所持施設としての指定が行われた場合にステップ3に進むことになります。

ステップ3はまだ特定一種病原体等を所持していない段階ですが、国の監督下に置かれることになります。ステップ3では、安全管理規則及び安全管理基準に基づき、病原性の低い病原体等を用いた研究を実施しながら、ステップ4に向けて準備を行っていくことになります。

実験棟における緊急事態や健康障害が生じた場合の対応策の検討について

大学 災害事故等が生じた場合の対応策の検討を進めています。本学のBSL-4施設が特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣に指定された場合には、長崎市地域防災計画の中に「特定一種病原体等所持施設（BSL-4施設）に係る事故・災害等対策計画」が掲載されることになります。このことを踏まえ、本学実験棟の災害等対応計画の策定に向けて、令和6年10月に長崎市の防災危機管理室、感染症対策室と打合せを行いました。災害等対応計画は安全管理規則・安全管理基準を踏まえた内容となりますが、火災、地震等が生じた場合の緊急連絡体制や実験棟自衛消防隊の組織等について検討を進めています。策定後には災害等対応計画を基に市等の関係機関の協力を得て訓練を実施していく予定です。

また、災害等対応計画の策定に向けて、センター長、施設管理担当者、常駐の警備担当者等による、実験棟内での火災を想定した消火・通報な

どの初動対応、防火扉と避難経路、消火栓・消火器、火災警報装置等の確認を行いました。

住民委員 長崎市等と連携して初動対応や連絡体制などの対応計画を作っていくことは評価するが、机上だけでのことではなく、実地訓練が大事だと思うので、ぜひ実施してほしい。

有識者委員 大規模災害等の発生により携帯電話等の基地局が機能停止した場合には、何らかの連絡体制は確保できるのか。方法は何でもよいが、責任者とは必ず連絡することができる体制を検討してもらいたい。



実験棟における病原体等の盗取等が生じた場合の対応策の検討状況について

大学 BSL-4施設において万が一病原体等の盗取等が生じた場合に係る対応マニュアルの検討案について、令和6年10月に長崎県警察本部の担当者に確認と助言をお願いしました。いただいた助言等を基に、厚生労働省等にも相談しながら

対応マニュアルの作成を進めています。対応マニュアルが完成しましたら、それに基づく訓練を行いたいと考えています。



お問合せ先 ご意見・お問い合わせはこちらまでお気軽にご連絡ください。

長崎大学高度感染症研究センター

〒852-8523 長崎市坂本1丁目12番4号

フリーダイヤル 0120-095-819

より詳しくお知りになりたい場合は、ホームページをご覧ください。

ファックス 095-800-4301

ホームページアドレス <https://www.ccpid.nagasaki-u.ac.jp>

